

機 密 性 2 情 報  
事 務 連 絡  
令 和 6 年 3 月 2 9 日

各事務所用地（担当）課長 殿

用 地 補 償 課 長

曳家移転料算定要領の解説（改訂版）の改訂について

標記について、令和6年3月29日付け事務連絡にて、不動産・建設経済局土地政策課公共用地室用地調整官から用地補償課長あて、別紙のとおり発出されましたので、送付します。

機密性2情報  
事務連絡  
令和6年3月29日

土砂処分管理官 殿

用地補償課長

曳家移転料算定要領の解説（改訂版）の改訂について

標記について、令和6年3月29日付け事務連絡にて、不動産・建設経済局土地政策課公共用地室用地調整官から用地補償課長あて、別紙のとおり発出されましたので、送付します。

事務連絡  
令和6年3月29日

各地方整備局用地部用地補償課長 殿  
北海道開発局開発監理部用地補償課長補佐 殿  
沖縄総合事務局開発建設部用地課長 殿

不動産・建設経済局 土地政策課  
公共用地室 用地調整官

曳家移転料算定要領の解説（改訂版）の改訂について

曳家移転料算定要領の解説（改訂版）を別紙のとおり改訂したので送付します。

制定 平成29年4月  
改訂 平成30年5月  
改訂 令和 6年3月

# 曳家移転料算定要領の解説 (改訂版)

令和6年3月

不動産・建設経済局  
土地政策課公共用地室

# Q&A目次

<b>1 適用範囲</b>	
Q1【曳家の種類】 .....	4
Q2【曳家の施工手順】 .....	5
Q3【非木造建物の曳家】 .....	6
Q4【木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物以外の曳家 移転料の算定方法】 .....	6
Q5【仮住居補償等の要否】 .....	7
Q6【揚家の可否】 .....	7
<b>2 移転料の算定</b>	
Q7【解体工事の取扱い】 .....	8
Q8【整地費の取扱い】 .....	8
<b>3 曳家基本工事</b>	
Q9【曳家基本工事とは】 .....	9
Q10【1階床面積の取扱い】 .....	9
Q11【規模補正率及び2階建補正率の適用】 .....	10
Q12【規模補正率適用上の逆転現象】 .....	10
Q13【建物形状補正の要否】 .....	11
Q14【曳家係数の適用】 .....	12
Q15【曳距離及び高低差補正の取扱い】 .....	13
Q16-1～Q16-3【近接施工補正の判断】 .....	13
《 曳家係数（補正率）の適用判定 》 .....	16
《 曳家係数（補正率）適用の留意点 》 .....	20
<b>4 基礎工事</b>	
Q17【布基礎長の取扱い】 .....	23
Q18【基礎が重複するときの取扱い】 .....	24
<b>5 基礎等解体工事</b>	
Q19、Q20【基礎が重複するときの解体の取扱い】 .....	26

<b>6 仮設工事</b>	
Q21【仮設工事の工事種目】	28
Q22【仮設工事費の算出方法】	29
<b>7 部位別補修工事</b>	
Q23【部位別補修工事とは】	30
Q24【外壁（内壁）工事費の算出方法】	30
Q25【床工事費の施工面積及び数量（帖数）の算出方法】	31
<b>8 床工事</b>	
Q26【床工事費の計上範囲】	32
Q27【畳敷の取扱い】	32
<b>9 建築設備工事</b>	
Q28【建築設備の取扱い】	33
Q29【建築設備の算出対象】	33
<b>10 建物附随工作物工事</b>	
Q30【建物附随工作物の取扱い】	34
<b>11 共通仮設費</b>	
Q31【共通仮設費の取扱い】	34
<b>12 諸経費</b>	
Q32【諸経費の取扱い】	35
<b>13 廃材運搬費及び処分費</b>	
Q33【廃材運搬費及び処分費の取扱い】	35
<b>14 その他</b>	
Q34【計算書における造作工事費等の計上方法について】	36
<b>15 曳家移転料算定事例集</b>	

**留意事項**

「曳家要領」…建物移転料算定要領（国土用第76号）別記曳家移転料算定要領

「建物算定要領」…建物移転料算定要領（国土用第76号）

「木造建物要領」…建物移転料算定要領（国土用第76号）別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕

「数量積算基準」…建物移転料算定要領（国土用第76号）別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕別添2 木造建物数量積算基準




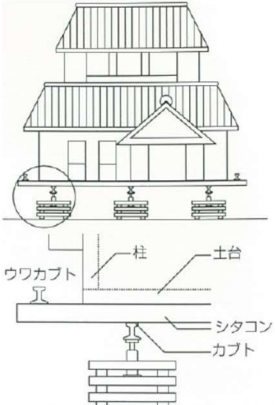
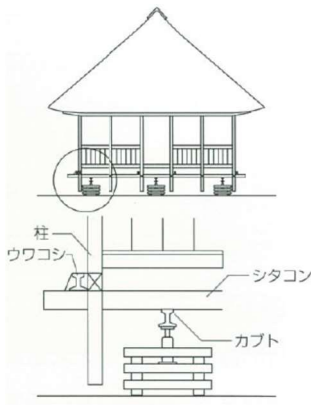
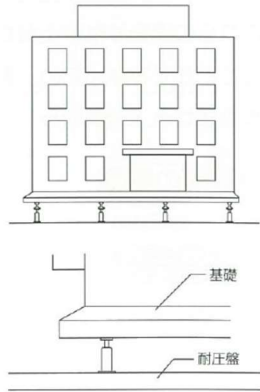
# 1 適用範囲

## Q1【曳家の種類】

曳家には、どのような工法があるのか。

### A1

建物を移動（曳家）する工法には、その対象となる建物に応じ、大別すると次のような工法があり、「①姿曳移動工法」は、木造建物〔I〕に区分されている建築工法のうち、軸組工法により建築されている建物の移転料算定上の工法とされているものである。

①姿曳移動工法 （下腰工法、下受工法）	②腰付移動工法 （上腰工法、上受工法）	③基礎共移動工法 （総受工法）
土台の下に鋼材を入れ建物を受け移動する工法。（木造住宅等の土台がしっかりしている建物に適している。）	土台と床の間に鋼材を通して鋼材と柱をワイヤー、金物で締結し建物を移動する工法（神社、仏閣等の土台がない建物に適している。）	建物を基礎と共に移動する工法。（鉄筋コンクリート、重量鉄骨、軽量鉄骨住宅、ハウスメーカー住宅等に適している。）
		
		

◇出典：曳家業務の基礎知識（曳家ガイドブック）（（一社）日本曳家協会）  
及び日本曳家協会HP（<https://www.nihon-hikiya.or.jp/>）より引用



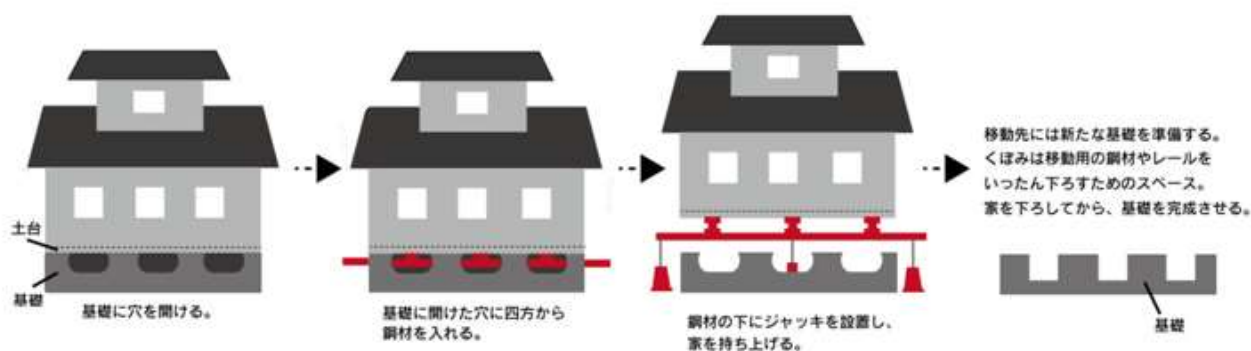
## Q2【曳家の施工手順】

姿曳移動工法は、どのような施工手順になるのか。

### A2

木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物に適用する「姿曳移動工法」は、土台の下に基礎に穴を開け、そこに鋼材・角材を通し、その鋼材で建物の荷重を受けて移動する工法であり、以下のとおりの施工手順になる。

- 1) H鋼やレールを設置するための基礎はつり、穴あけ及び土間・浴室等のはつり解体
- 2) アンカーボルトの切断及び取り外し、埋設してあるガス管や水道管等の切断（家からの切り離し）、建物附随工作物の撤去
- 3) H鋼及びレールの設置（土台の下にレールを入れる）
- 4) 基礎と土台の切り離し（ジャッキセット、ジャッキアップ）
- 5) 回転及び移動（道レール設置、移動用ローラー取付、ウインチ設置）
- 6) 新設された基礎への家屋の移動、据え付け（ジャッキセット、ジャッキダウン、新基礎への据え付け）
- 7) 設置したH鋼及びレールの撤去（ジャッキ取り外し、レール引き抜き）
- 8) 床受け、アンカーボルト、風窓、トイレ、浴槽等の取付工事、電気、ガス、水道などの復旧工事
- 9) 床、内外壁の補修工事、建物附随工作物の新設工事



◇出典：家が動く！曳家の仕事（（一社）日本曳家協会）及び曳家業務の基礎知識（曳家ガイドブック）（（一社）日本曳家協会）より引用

#### 用語

ジャッキ … 人力または動力により、建物を揚降する際に用いる機器のこと。

ローラー … 持ち上げた建物を乗せ、レールの上を移動する際に用いる機器のこと。

ウインチ … 建物を牽引する際に用いる機器のこと。

### Q3【非木造建物の曳家】

非木造建物を曳家することは可能か。

#### A3

一般的には、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の非木造建物については、物理的に曳家が可能といえる。鉄骨造の場合は、基礎のアンカーボルトを外し、柱等に歪みがこないよう鉄骨等で補強を行い曳家を行う。また、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造については、柱部分と基礎が一体となっていることにより、基礎の下まで掘削し、基礎ごと曳家を行う方法が多く見受けられる。

曳家により建物に与える歪みなどの影響は、鉄骨造の方が多く生じるため、工事はより慎重に行われる。なお、石造、コンクリートブロック造の建物は、構造上ゆれに弱いため、曳家を行うことは難しいものとされている。移転工法の決定にあたっては、各々の建物により構造が異なるので専門家等の意見を聞いた上で決定されたい。

[曳家要領第2条]

### Q4【木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物以外の曳家移転料の算定方法】

木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物以外の曳家移転料の算定は、どのように求めることになるのか。

#### A4

木造建物〔I〕以外の建物は、曳家要領第2条第1項に区分されているとおりであるが、このほか、例えば、構造が軸組工法と他の工法又は材料と併用されているもの等である場合は、木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物以外の建物として算定する（木造建物要領の解説 Q1 参照）。

曳家要領に定める諸率及び標準書単価は、木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物を「姿曳移動工法」により曳家することを前提に実態調査から求めたものであることから、木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物以外の建物には適用できない。

木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物以外の建物は、構造・規模などに応じ採用する工法(QA1参照)が限定できないことから、算定に当たっては、専門メーカー等の見積を徴することにより行うことになる。

なお、木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物以外に該当する建物は、原則として、総価見積を徴するものとする（単独で一発注として取り扱う）。た

だし、建築設備や建物附随工作物等の一部工事費の見積を徴することができない場合は、建築設備や建物附随工作物等は別発注として取り扱い、その部分の算定は、標準書単価等を用いた積み上げで求める方法、又は専門メーカー等の見積を徴することにより行うことになる。

[曳家要領第2条]

## Q5【仮住居補償等の要否】

仮住居補償や営業休止補償などは計上する必要があるのか。

## A5

最近では、住宅であれば居住しながら、店舗や工場であれば営業を続けながら移動させるケースもあるが、曳家要領に規定する木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物の移転料算定においては、安全面や生活（営業）環境等を考慮し、居住又は営業しながらの移動は採用しないこととしている。そのため、建物移転料のほか、仮住居補償や営業休止補償など必要な補償を計上することとなる。

[国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針第19第3項（4）イ第33第1項]

## Q6【揚家の可否】

曳行を伴わない単なる揚家にも適用できるのか。

## A6

曳家要領に定める諸率及び標準書単価（曳家基本工事単価）は、曳家することを前提に実態調査から求めたものであり、前提条件が異なる曳行を伴わない単なる揚家には適用できない。

曳行を伴わない単なる揚家の算定に当たっては、専門メーカー等の見積を徴することにより行うことになる。

### 用語

曳行（えいこう）…建物等を曳いて移動させること

揚家（あげや）……建物を持ち上げること

## 2 移転料の算定

### Q7【解体工事の取扱い】

曳家以外の移転工法は、建物移転料算定表で「建築」と「解体」のそれぞれの工事費を求めるのに対して、曳家工法は「解体」の工事費を求めないのは何故か。

### A7

曳家工法の移転料は、「曳家工事費＋補修工事費」により算定することとされている（運用方針第16第1項（6）第二号）。曳家に伴う「解体」は、基礎（残存基礎）、建物と一体として曳行できない建築設備及び建物附随工作物が該当し、いずれも建物を曳家するために必要な解体で一連の作業であることから、「曳家工事費」に含むこととしている。

そのため、移転料の算定では、「建築」の直接工事費として、基礎等解体工事費（曳家要領第6条第一号ウ）を計上することとなる。

[曳家要領第6条第一号ウ]

### Q8【整地費の取扱い】

整地費は別途計上する必要があるのか。

### A8

移転先の整地費は、基礎工事費に含まれるため別途計上する必要はない。

[曳家要領第6条第一号イ]

### 3 曳家基本工事

#### Q9【曳家基本工事とは】

曳家基本工事とは、どのような工事をいうのか。

#### A9

曳家基本工事とは、曳家対象建物を曳行する工事をいう。

なお、以下の準備作業は曳家基本工事費に含まれているため、別途費用計上する必要はない。

○H鋼やレールを設置するための基礎はつり、穴あけ及び土間・浴室等のはつり解体（家からの切り離し）

○アンカーボルトの切断及び取り外し、埋設されているガス管や水道管等の切断（家からの切り離し）、建物附随工作物（犬走り、テラス等）の切断、取り外し。

また、当該作業で発生する廃材処分費については、建物本体の基礎等解体工事費の算定において一括して算出しているため、別途計上する必要はない。

[曳家要領第6条第一号ア]

#### Q10【1階床面積の取扱い】

1階床面積に算入されない玄関庇（柱付き）の面積を別途加算する必要があるのか。

#### A10

曳家基本工事費の規模補正率、2階建補正率及び曳家係数は、1階床面積に基づき算出された統計数量値であるが、玄関庇（柱付き）の面積を考慮した統計数量値となっているため、1階床面積に別途加算する必要はない。

なお、床面積の算定方法や考え方は、建築基準法上の床面積とし、下記通知等を参考にしながら判断するものとする。

参考：床面積の算定方法について（昭和61年4月30日建設省住指発第115号）

[曳家要領第6条第一号ア]

## Q 1 1 【規模補正率及び2階建補正率の適用】

規模補正率や2階建補正率を延床面積ではなく1階床面積に乗じるのは何故か。

### A 1 1

曳家基本工事費は、平家建物を基本としていることから、1階床面積に規模補正率及び2階建補正率を乗じることになる。

なお、2階建補正率は、1階床面積が増えるに従って建物重量が増大し、仮受け材（サンドル）費、安全対策費及び仮設費等が増加するため、補正率が大きくなるものである。

[曳家要領第6条第一号ア（ア）（イ）]

## Q 1 2 【規模補正率適用上の逆転現象】

規模補正率の適用について、最高値を限度とした補正とは、どのように補正するのか。

### A 1 2

例えば、曳家基本工事面積を算出する場合、

平家建の建物の1階床面積が「100.00㎡」で曳距離40m以内のときは、曳家基本工事面積は「110.00㎡」となるが、1階床面積が「99.99㎡」のときには、曳家基本工事面積は「116.58㎡」となり、床面積が小さい場合のほうが曳家基本工事面積が大きくなるという場合があり得る。

1階床面積	規模補正率	2階建補正率	曳家係数	曳家基本工事面積
100.00㎡	× 1.00	× なし	× 1.10〔曳距離40m以内〕	= 110.00㎡
99.99㎡	× 1.06	× なし	× 1.10〔曳距離40m以内〕	= 116.58㎡

このため、本規定では、このような場合にのみ補正することができるものとされており、この場合における1階床面積が「100.00㎡」の建物の場合は、曳家基本工事面積を「110.00㎡～116.58㎡」の間で補正することとなるが、具体の補正については、実務上、最高値（116.58㎡）を補正值として採用することになる。

なお、本規定は平家建の建物を対象とし、2階建の建物の場合は逆転現象が生じないことから補正を要しない。

1階床面積 規模補正率 2階建補正率 曳家係数 曳家基本工事面積  
 $100.00\text{m}^2 \times 1.00 \times 1.23 \times 1.10$  [曳距離40m以内] =  $135.30\text{m}^2$   
 $99.99\text{m}^2 \times 1.06 \times 1.14 \times 1.10$  [曳距離40m以内] =  $132.91\text{m}^2$

※2階建の建物の場合の面積補正は、上記のとおり1階床面積に応じた規模補正率×2階建補正率を適用することとなる。下表のとおり規模補正率のみでは1階床面積が大きくなっても率が小さくなっているが、規模補正率に2階建補正率を乗じると、1階床面積が大きくなると率も大きくなっている。よって、2階建の建物の場合、該当する1階床面積に率を乗じた値と前欄のより小さい床面積により小さい率を乗じた値が逆転することはないため、前欄の最高値との比較を要しない。

1階床面積	規模補正率	2階建補正率	規模補正率×2階建補正率
50㎡未満	1.19	1.00	1.1900
50㎡以上 70㎡未満	1.10	1.09	1.1990
70㎡以上100㎡未満	1.06	1.14	1.2084
100㎡以上130㎡未満	1.00	1.23	1.2300
130㎡以上180㎡未満	0.94	1.33	1.2502
180㎡以上250㎡未満	0.85	1.53	1.3005
250㎡以上	0.71	1.87	1.3277

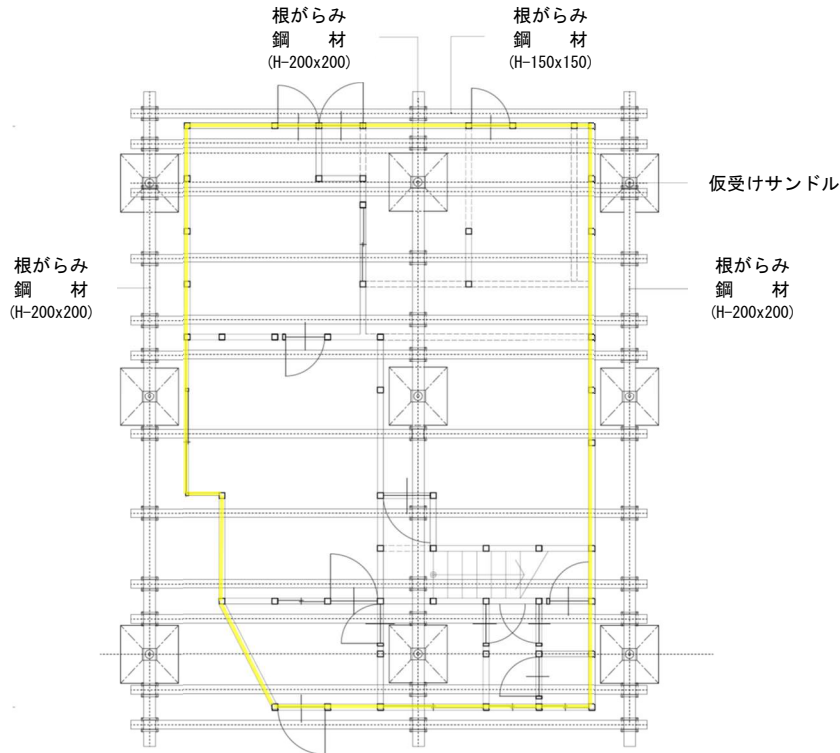
[曳家要領第6条第一号ア(ア)(イ)]

### Q13【建物形状補正の要否】

面積補正のほかに建物の形状による補正も必要ではないか。

### A13

一般的に根がらみ鋼材は定尺ものをリース又は自社保有から調達しており、作業効率等を考慮し通常広めに配置しているため、形状が複雑となってもその配置した範囲内で収まることから、建物形状補正は考慮しないこととしている。



**用語**

根がらみ鋼材 (ねがらみこうざい)

…建物を曳家する前段として、建物の下部に設置する相互に連結させた鋼材

[曳家要領第6条第一号ア]

**Q 1 4 【曳家係数の適用】**

1階床面積に規模補正率や2階建補正率を乗じるほかに、曳家係数を乗じるのは何故か。

**A 1 4**

曳家基本工事費を算出するための単価は、20m直曳する場合の床面積 1 m<sup>2</sup>当りの単価であり、20m直曳を基本として、作業工程が複雑になるほど曳家作業の手間が増えることになるため、曳行要素（曳距離、回転、高低差）と障害要素（基礎重複、方向替、近接施工、傾斜地）を考慮した曳家係数を乗じるものである。

なお、曳家係数の適用に当たっては、後記《曳家係数（補正率）の適用判定》及び《曳家係数（補正率）適用の留意点》によるものとする。

[曳家要領第6条第一号ア]



## Q15【曳距離及び高低差補正の取扱い】

曳家係数の曳距離補正[a]は100m以内を上限とし、高低差補正[c]は3.0mを上限として補正率を定めているが、それを超える場合はどのように補正を行うのか。

### A15

曳家基本工事費算出の適用範囲外となることから、曳家移転料の算定に当たっては、専門メーカー等の見積を徴することにより補正することになる。

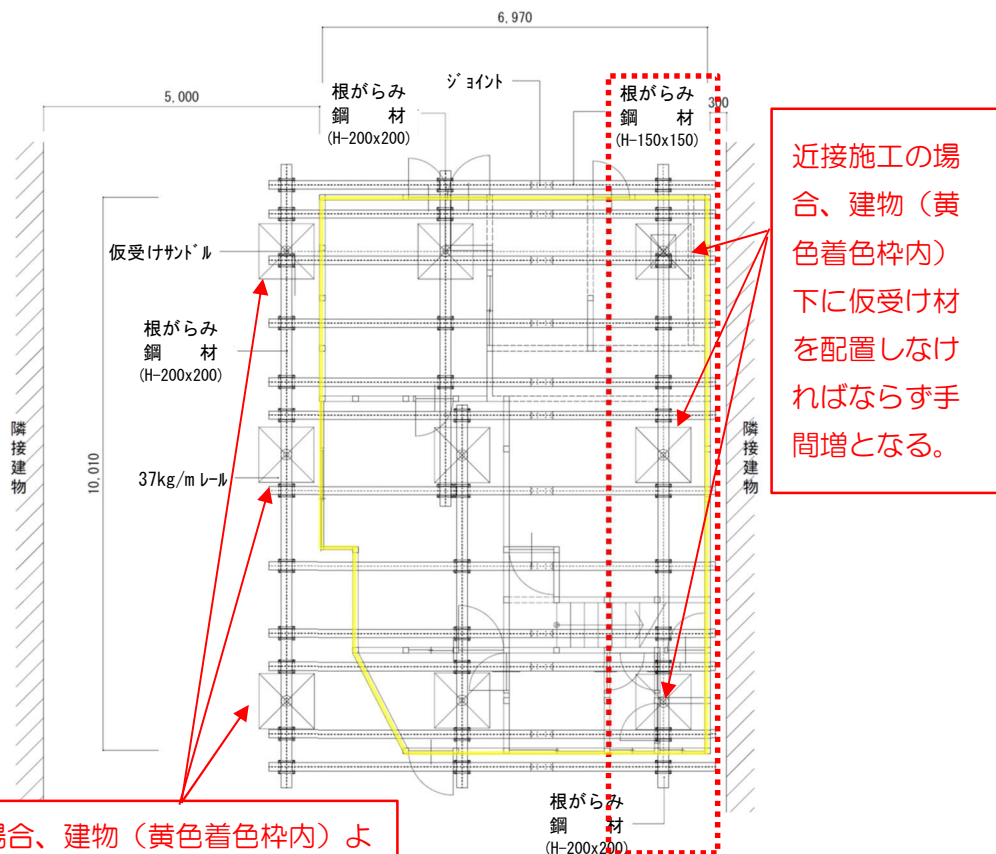
[曳家要領第6条第一号ア(ウ)①③]

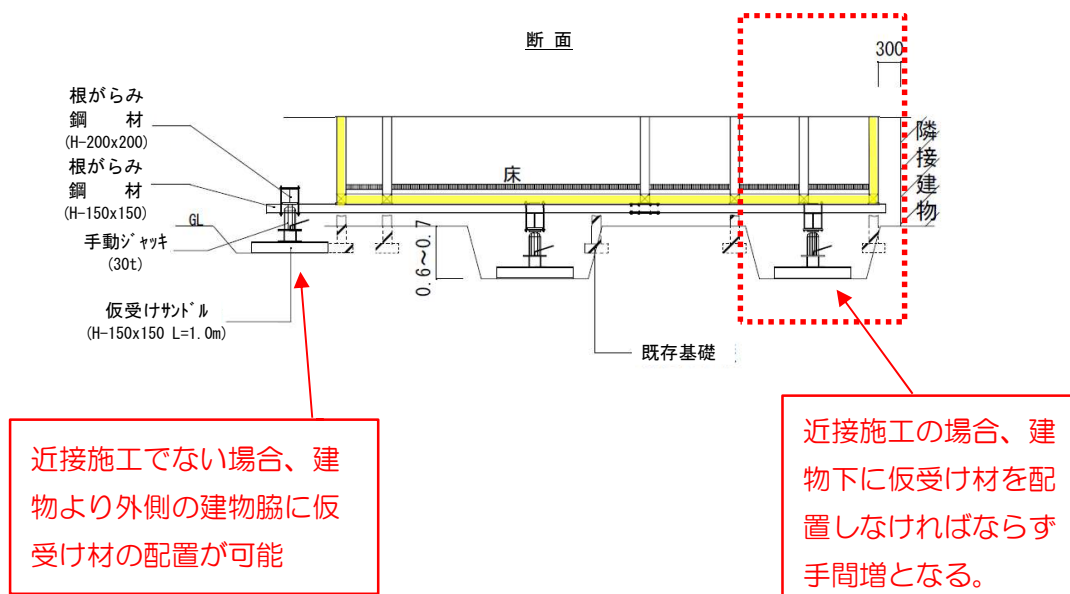
## Q16-1【近接施工補正の判断】

曳家係数の近接施工補正[f]の適用を、従前地(移転前)で判断するのは何故か。

### A16-1

曳家係数の近接施工補正[f]は、従前地において、根がらみ・仮受け材(仮受けサンドル)の配置を通常の建物脇から建物下にて行うことによる“手間増”に相応するものである。そのため、従前地の建物の配置にて判断することになる。





### 用語

仮受けサンドル・・・仮受け材を井桁状に積み上げ、基礎から切り離れた建物を仮受けするための架台

仮受け材……………木製、コンクリート製などの枕木（まくらぎ）。枕木の代わりにH鋼や鋼材を使用することも多い。

[曳家要領第6条第一号ア（ウ）④]

### Q16-2【近接施工補正の判断】

隣地との離隔距離が1.0m未満となる面（外壁面と隣接地との離隔）が1面以上存在する場合に補正することになっているが、1面の一部のみが1.0m未満の場合においても補正することによろしいか。

### A16-2

Q16-1の図にあるように、仮受け材の配置を通常の建物脇で配置可能か否かで判断し、手間増となるようであれば、補正すべきであり、判断に迷うのであれば、専門家等の意見を聴取するものとする。

[曳家要領第6条第一号ア（ウ）④]

### Q16-3【近接施工補正の判断】

従前地（移転前）において隣地との離隔距離が 1.0m未満の場合、補正するとあるが、従前地が 1.0m以上で移転先地が 1.0m未満となる場合も近接地補正は行うべきか。

### A16-3

近接施工補正の曳家係数は、あくまで従前地における移動路盤設置及び撤去の作業効率低下に対するものであり、移転先の離隔距離による補正はそもそも考慮していない。

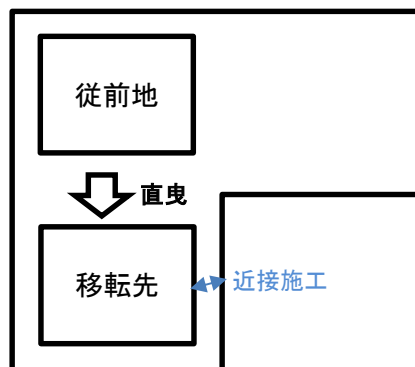
なお、合理的な移設先地として、近接施工（離隔距離1.0m未満）が必要な土地を認定した場合に、定着工事（据え付け、H鋼及びレール撤去）等の作業工程が複雑となり、手間増となるようであれば、曳家基本工事費の算出に当たっては、専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

従前地：近接施工無 仮受け工事（※）

↓（移動工事）

移設先：近接施工有 定着工事

※仮受け材を配置する工事

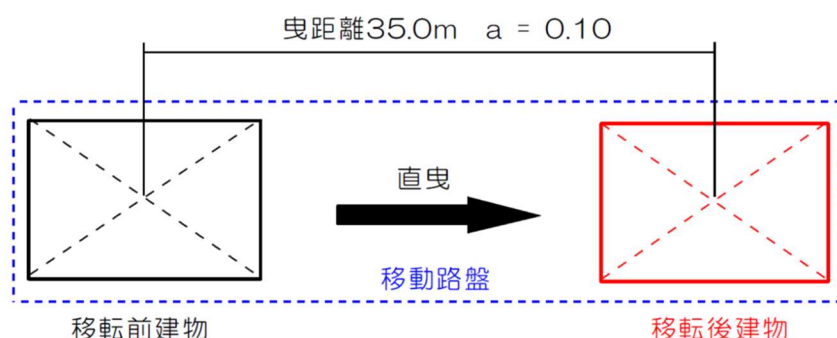


[曳家要領第6条第一号ア（ウ）]

## 《 曳家係数（補正率）の適用判定 》

### ① 曳距離補正 [a]

- 平坦地において直線的曳行（直曳）に要する移動路盤（レール・ローラー・根がらみ鋼材・仮受けサンドル等からなる移動及び転動装置を設置する路盤）敷設に対する補正を指し、曳行する距離に応じて補正するものとする。
- 曳距離 20m 以内の曳行は曳家基本工事単価に含まれているため補正率は 0.00 であり、以降の補正に当たっては、曳家基本工事単価の範囲外となる 20m ごとに 0.10 を加算するものとする。

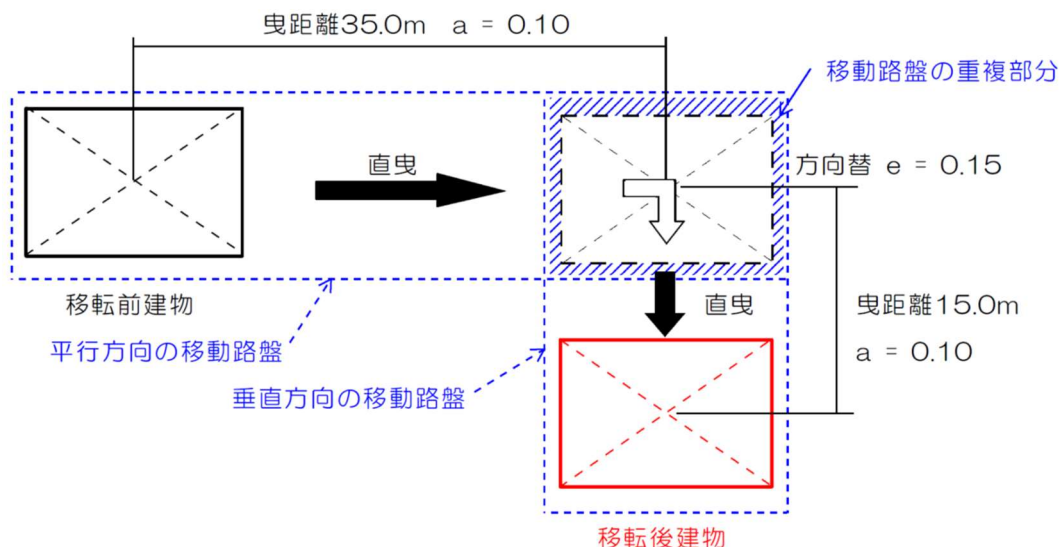


- 曳行を複数工程にわたって行う場合（下図のとおり、直曳、方向替、直曳と曳行する場合等）は、2回目以降の曳行について、曳家基本工事単価の範囲外として 20m ごとに改めて 0.10 ずつ補正するものとする。（この場合、移動路盤は平行方向及び垂直方向にそれぞれ必要となる。曳距離の認定にあたっては、それぞれ別個に路盤を要することから、重複部分を控除せずに曳距離を認定するものとする。）

〔算定例〕 曳距離、方向替及び曳距離を補正する場合

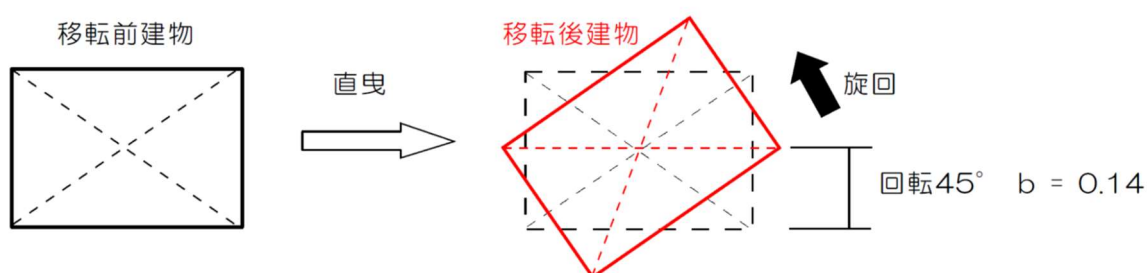
[a] [e] [a]

下図の場合の補正値は、 $1 + 0.10 + 0.15 + 0.10 = 1.35$  となる。



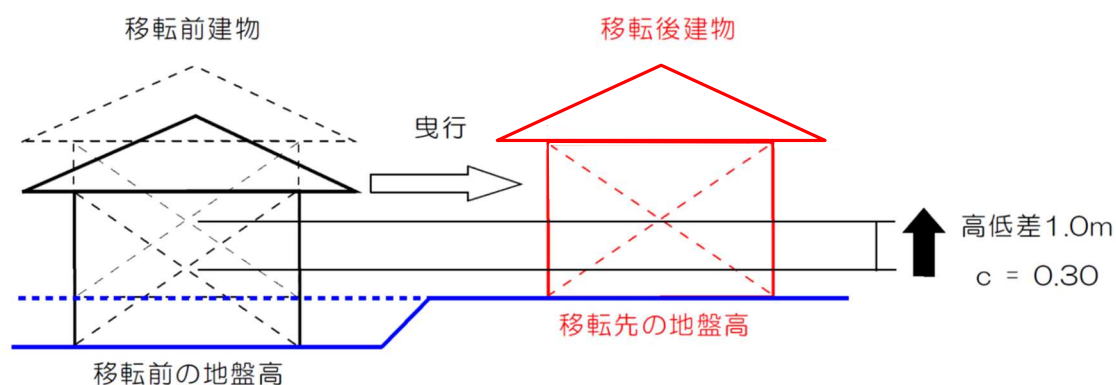
## ② 回転補正 [b]

- 従前地（移転前）又は移転先における旋回に要する移動路盤の設置に対する補正を指し、旋回させる角度に応じて補正するものとし、原則、角度は右旋回・左旋回のいずれか小さい角度を採用するものとする。
- 基礎において回転する場合、新たに回転用路盤を設置するスペースが必要となるため 0.5m 曳き揚げ及び曳き降ろしを要することとなり、0.5m の高低差補正 0.15 を加算するものとする。



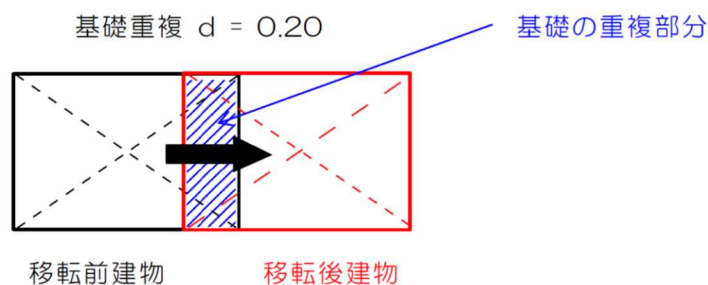
## ③ 高低差補正 [c]

- 従前地（移転前）又は移転先における同一位置での曳き揚げ若しくは曳き降ろしに要する仮受けサンドル設置に対する補正を指し、揚げ降ろし1回当たりの高さに応じて補正するものとする。
- 曳家基本工事単価の条件（20m 直曳）を前提に補正するため、曳行を伴わない単なる“揚家”には適用しないものとする。



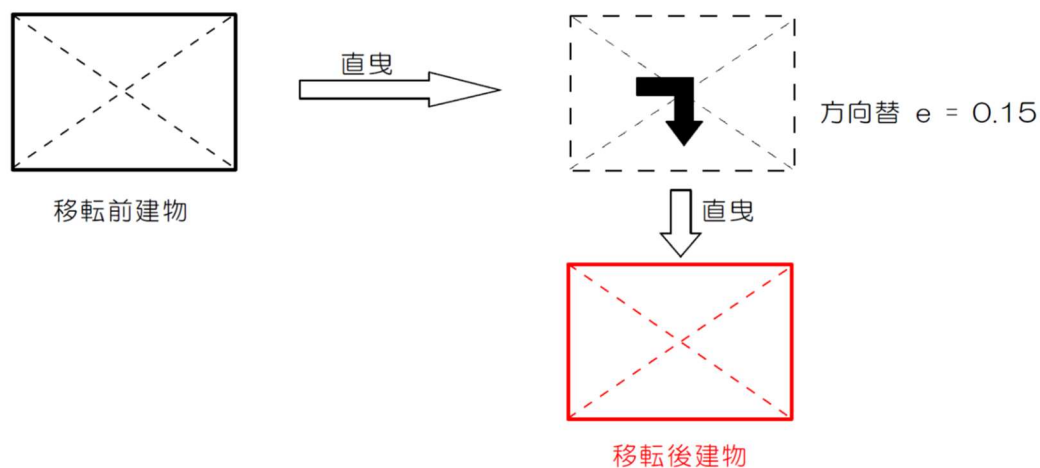
#### ④ 基礎重複補正 [d]

- 従前地（移転前）及び移転先との基礎が重複する場合に、新設する基礎の施工が建物下での作業となるための作業効率低下に対する補正を指し、0.20 を補正するものとする。



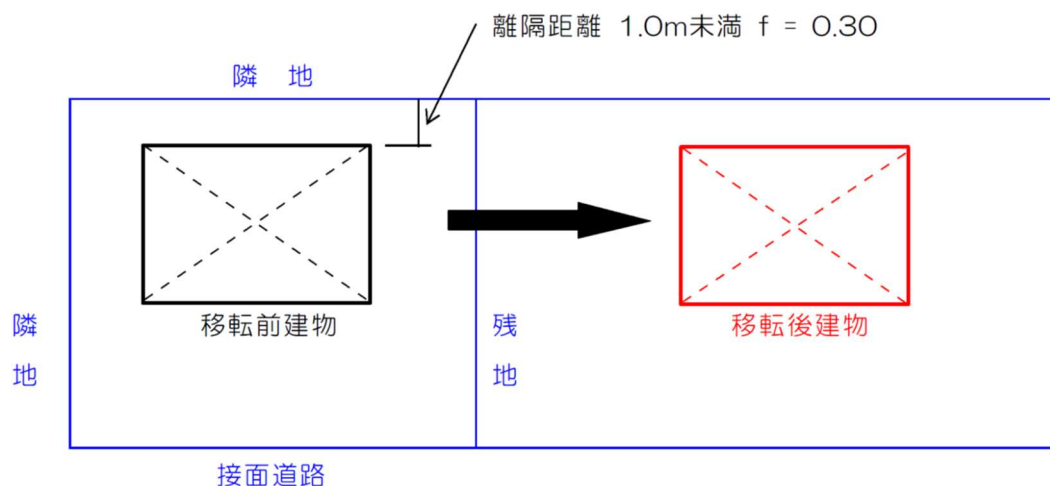
#### ⑤ 方向替補正 [e]

- 曳行する過程において斜方向に移転させる場合、平行方向に直曳後に垂直方向に曳行方向を替える場合を指し、方向替え1回当たり0.15を補正するものとする。



### ⑥ 近接施工補正 [ f ]

- ・従前地（移転前）において、隣地との離隔距離（道路と接する面を除く）が 1.0m 未満となる面が 1 面以上存する場合、通常は建物外周にて行う作業（移動路盤設置・撤去）が全て建物下での施工となることによる作業効率低下に対する補正を指し、0.30 を補正するものとする。
- ・二方若しくは三方共に離隔距離が 1.0m 未満であっても 0.30 を補正するものとする。



### ⑦ 傾斜地補正 [ g ]

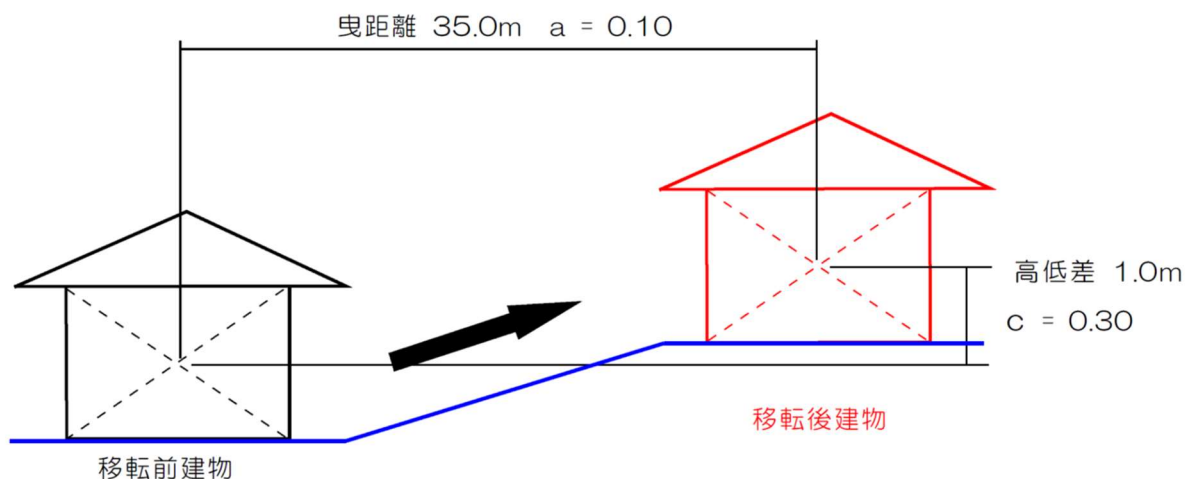
- ・曳行する過程において傾斜地が存する場合を指し、曳距離及び高低差補正の総和をもって補正するものとする。

〔算定例〕

曳距離 35.0m の過程に高低差 1.0m の傾斜地が存する場合

[a] [c]

下図の場合の補正値は、 $1 + 0.10 + 0.30 = 1.40$  となる。



## 《 曳家係数（補正率）適用の留意点 》

### ① 複数の補正を適用する場合

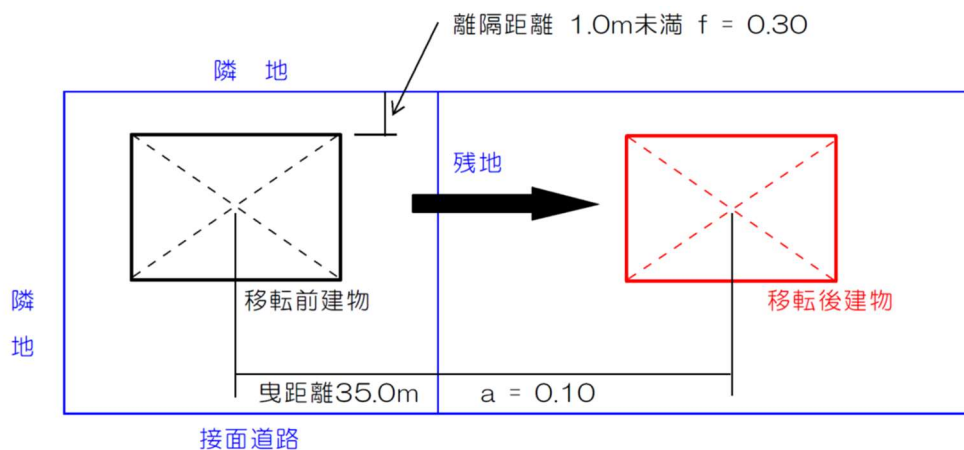
- 複数の補正を同時に適用する場合は、適用する補正の総和をもって当該建物の補正值とする。なお、直曳を複数回行う場合及び基礎重複補正と近接施工補正とを重複して適用する場合は、補正值を調整するものとする。

〔算定例 1〕

曳距離と近接施工とを補正する場合（補正の総和をもって補正值とする）

[a] [f]

下図の場合の補正值は、 $1 + 0.10 + 0.30 = 1.40$  となる。





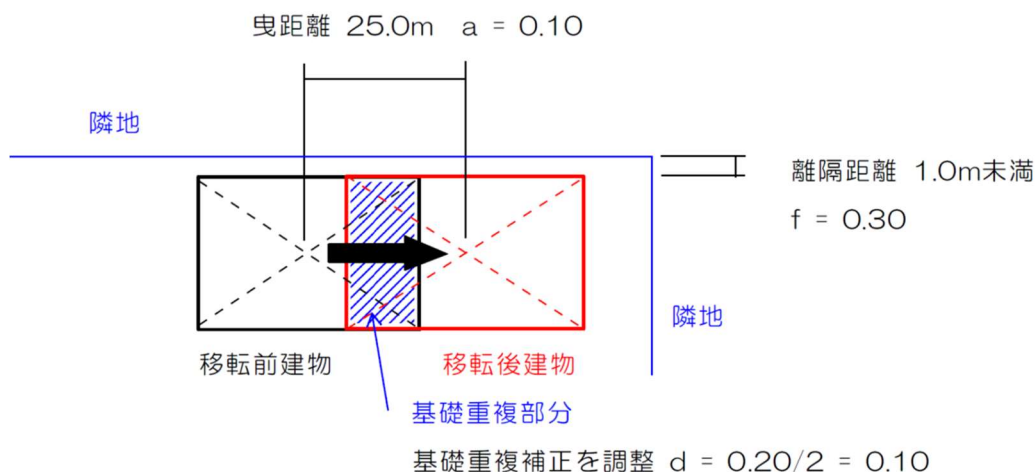
〔算定例 2〕

基礎重複と近隣施工とを補正する場合（基礎重複の補正を調整する）

[a] [f] [d]

下図の場合の補正值は、 $1 + 0.10 + 0.30 + 0.10※ = 1.50$  となる。

※基礎重複補正（嵩上げ 0.10+作業難易度 0.10）のうち嵩上げ分 0.10 は、近接施工補正と重複する作業のため除く。



〔算定例 3〕

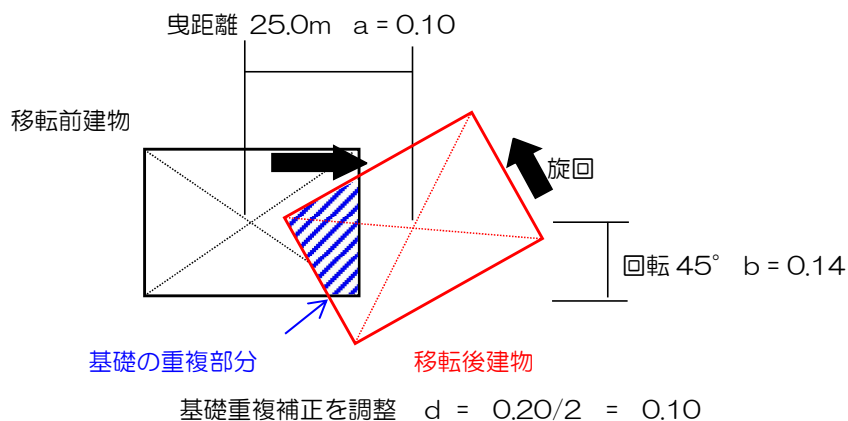
基礎重複と基礎上での回転を補正する場合（基礎重複の補正を調整する）

[a] [b] [c] [d]

下図の場合の補正值は、 $1 + 0.10 + 0.14 + 0.15※_1 + 0.10※_2 = 1.49$  となる。

※<sub>1</sub> 基礎上で回転する場合、新たに回転用路盤を設置するスペースが必要となるため 0.5m 曳き揚げ及び曳き降ろしを要することとなり、0.5m の高低差補正 0.15 を加算するものとする。

※<sub>2</sub> 基礎重複補正（嵩上げ 0.10+作業難易度 0.10）のうち嵩上げ分 0.10 は、高低差補正と重複する作業のため除く。

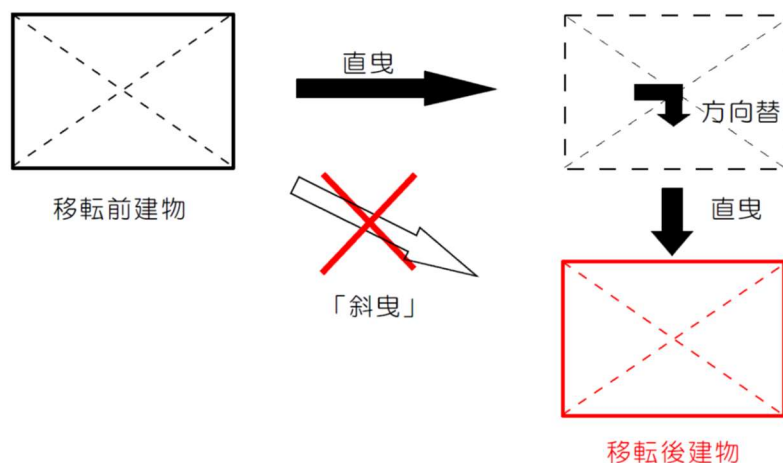


## ② 複数の曳行方法が想定される場合

- 算定に当たっては、以下の点に留意するものとする。

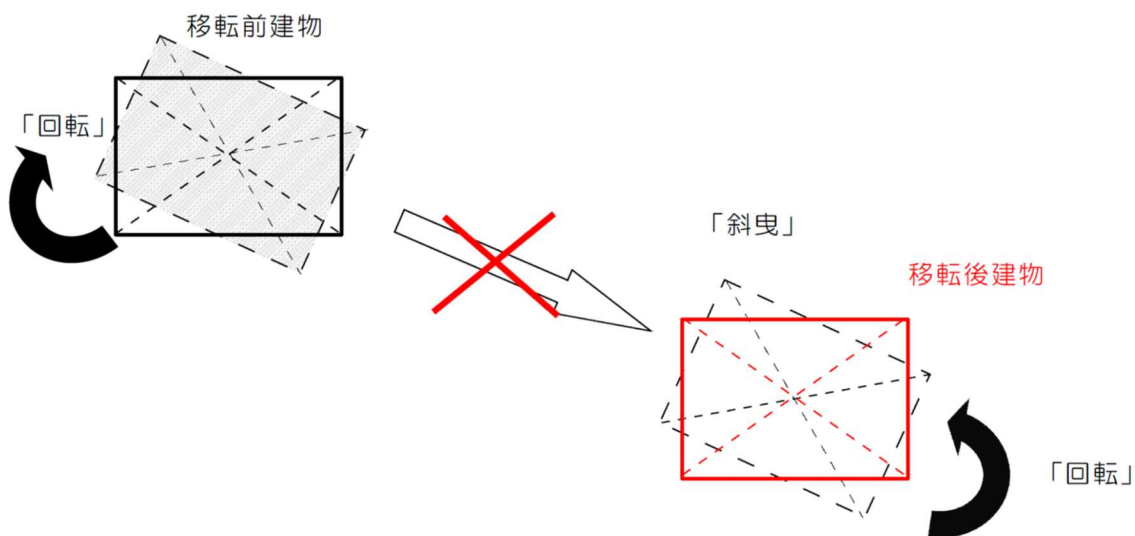
〔留意点〕

斜方向に建物を移転させる曳行方法の比較検討に当たっては、下図のとおり、「直曳」「方向替」「直曳」を原則とし、斜方向に直曳するいわゆる「斜曳」は、曳家要領による算定においては行わないものとする。



〔留意点〕

「回転」「直曳」「回転」は、回転時の加力による“建物のねじれ”を排除するため、曳家要領による算定においては行わないものとする。



[曳家要領第6条第一号ア(ウ)]

## 4 基礎工事

### Q17【布基礎長の取扱い】

布基礎長は、基礎切欠補正率を乗じた値としているのは何故か。

### A17

移転先の新たな基礎に建物を下ろす場合は、建物を支えていた鋼材も一緒に下ろすことになる。その際、基礎が完成していると鋼材の行き場がなくなってしまうため、建物を支えていた鋼材が下りてくる位置を凹状にしておき、建物の土台が基礎に載った後に、鋼材を抜き取り、基礎を完成させ、部分的には換気用の通風孔として利用することになる。

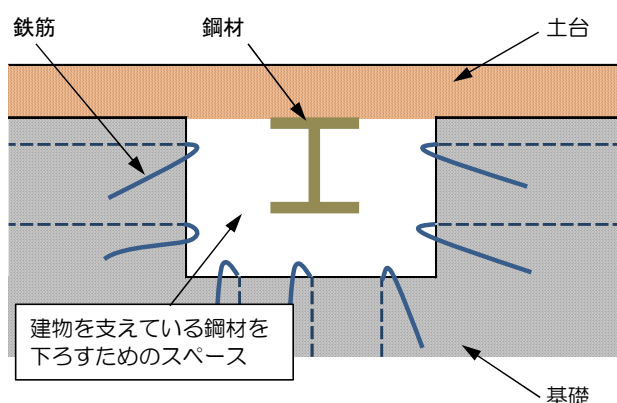
そのため、基礎工事費の算出にあたっては、曳行後の建物の定着時に鋼材と干渉する部分の基礎を完成させず凹状にしておくことにより、施工に手間が生ずることの割増相当として、布基礎及びべた基礎「立上部分」の布基礎長に基礎切欠補正率を乗じた値としている。

#### ア 布コンクリート等基礎

$$\text{工事費} = (\text{布基礎長} \times \text{基礎切欠補正率 } 1.10) \times \text{単価}$$

#### イ ベタ基礎

$$\begin{aligned} \text{工事費} &= \text{底盤部分の工事費} + \text{立ち上がり部分の工事費} \\ &= \left[ (1 \text{ 階の底盤部分の施工面積} \times \text{単価}) \right] + \left[ (\text{布基礎長} \times \text{基礎切欠補正率 } 1.10 \times \text{単価}) \right] \end{aligned}$$



【建物定着前の現場】

[曳家要領第6条第一号イ]

## Q18【基礎が重複するときの取扱い】

基礎が重複するときは、重複部分を人力施工にて算出することとしているのは何故か。また、重複部分の基礎数量はどのように算出するのか。

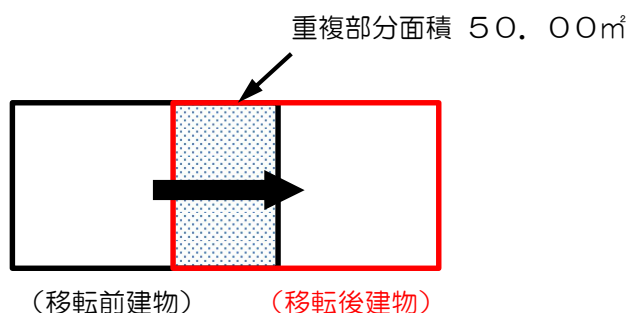
## A18

基礎が重複するときは、建物を揚げている状態で既存基礎の撤去及び新設基礎を施工するため、建物下の僅かな空間での作業となる。また、重複部分があることにより基礎の施工が一括してできないため、部分ごとの分割施工にならざるを得ない。

よって、重複部分の基礎については、機械施工が不可となるため、基礎工事費の算出では“人力施工単価”を適用することとし、基礎数量は以下のとおり算出する。

### 【算出例】

構造概要 木造平家建  
 用途 専用住宅  
 1階床面積 120.00㎡



### (布基礎長)

基礎総数量		
1階床面積	基礎率	基礎長
120.00㎡	× 0.96	= 115.200
基礎長	基礎切欠補正率	補正基礎長
115.200	× 1.10	= 126.72m (小数点以下第3位四捨五入)

$$\begin{aligned} \text{重複部分の基礎数量} &= \frac{\text{基礎総数量} \times \text{重複部分の面積}}{\text{1階床面積}} \\ &= \frac{126.72\text{m} \times 50.00\text{m}^2}{120.00\text{m}^2} \\ &= 52.80\text{m (人力施工)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{重複部分以外の基礎数量} &= \text{基礎総数量} - \text{重複部分の基礎数量} \\ &= 126.72\text{m} - 52.80\text{m} \\ &= 73.92\text{m (機械施工)} \end{aligned}$$

(束石数量)

基礎総数量

$$\overset{\text{1階床面積}}{120.00\text{m}^2} \times \overset{\text{基礎率}}{0.47} = 56.40\text{個} \text{ (小数点以下第3位四捨五入)}$$

$$\begin{aligned} \text{重複部分の基礎数量} &= \overset{\text{基礎総数量}}{56.40\text{個}} \times \overset{\text{重複部分の面積}}{50.00\text{m}^2} / \overset{\text{1階床面積}}{120.00\text{m}^2} \\ &= 23.50\text{個} \text{ (人力施工)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{重複部分以外の基礎数量} &= \overset{\text{基礎総数量}}{56.40\text{個}} - \overset{\text{重複部分の基礎数量}}{23.50\text{個}} \\ &= 32.90\text{個} \text{ (機械施工)} \end{aligned}$$

[曳家要領第6条第一号イ]

## 5 基礎等解体工事

### Q19【基礎が重複するときの解体の取扱い】

基礎が重複するときの工事費は、曳家要領第6条第一号イなお書きの方法により算出するとはどういうことか。

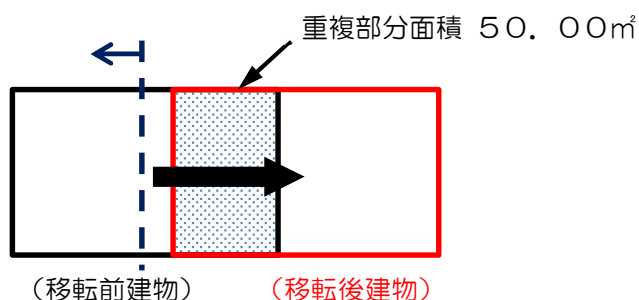
### A19

基礎が重複するときは、建物を揚げている状態で重複部分について既存基礎の撤去を行うため、新設基礎の施工と同様に、建物下の僅かな空間での作業となる。

よって、重複部分の基礎解体については、機械施工が不可となるため、工事費の算出では“人力施工単価”を適用することになり、基礎数量は以下のとおり算出する。

#### 【算出例】

構造概要	木造平家建
用途	専用住宅
1階床面積	120.00㎡
支障面積	60.00㎡



#### (布基礎長)

基礎総数量 (事業用地部分の解体義務を課さない場合)

$$\begin{array}{ccc} \text{1階床面積} & \text{基礎率} & \text{基礎長} \\ 120.00\text{㎡} & \times 0.96 & = 115.20\text{m (小数点以下第3位四捨五入)} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccc} \text{基礎長} & \text{残地の1階床面積} & \text{1階床面積} \\ 115.20 & \times 60.00\text{㎡} / 120.00\text{㎡} & = 57.60\text{m} \end{array}$$

※基礎解体のときは「基礎切欠補正率」は対象外

$$\begin{array}{ccc} \text{基礎総数量} & \text{重複部分の面積} & \text{残地の1階床面積} \\ \text{重複部分の基礎数量} & = 57.60\text{m} \times 50.00\text{㎡} / 60.00\text{㎡} \\ & = 48.00\text{m (人力施工)} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccc} \text{基礎総数量} & \text{重複部分の基礎数量} \\ \text{重複部分以外の基礎数量} & = 57.60\text{m} - 48.00\text{m} \\ & = 9.60\text{m (機械施工)} \end{array}$$

(束石数量)

基礎総数量 (事業用地部分の解体義務を課さない場合)

$$\begin{array}{l} \text{1階床面積} \qquad \qquad \qquad \text{基礎率} \\ 120.00\text{m}^2 \times 0.47 = 56.40\text{個 (小数点以下第3位四捨五入)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{束石数量} \qquad \qquad \text{残地の1階床面積} \qquad \qquad \text{1階床面積} \\ 56.40 \times 60.00\text{m}^2 / 120.00\text{m}^2 = 28.20\text{個} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{重複部分の基礎数量} \\ = \begin{array}{l} \text{基礎総数量} \qquad \qquad \text{重複部分の面積} \qquad \qquad \text{残地の1階床面積} \\ 28.20\text{個} \times 50.00\text{m}^2 / 60.00\text{m}^2 \\ = 23.50\text{個 (人力施工)} \end{array} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{重複部分以外の基礎数量} \\ = \begin{array}{l} \text{基礎総数量} \qquad \qquad \text{重複部分の基礎数量} \\ 28.20\text{個} - 23.50\text{個} \\ = 4.70\text{個 (機械施工)} \end{array} \end{array}$$

[曳家要領第6条第一号ウ]

Q20【基礎が重複するときの解体の取扱い】

基礎が重複するときは、重複部分を人力施工で算出することになっているが、基礎のほか、土間コンクリート叩きも同様と考えてよいか。

A20

基礎重複部分の土間コンクリート叩きについても、同様に人力施工で算定するものとする。

[曳家要領第6条第一号ウ]

## 6 仮設工事

### Q21【仮設工事の工事種目】

仮設工事には、どのような工事が含まれているのか。

### A21

曳家に伴う仮設工事は、曳行後の建物の補修（部位別補修工事）にあたり必要となるもので、下表の工事種目が該当するものである。

なお、基礎の新設等に伴う「やりかた」は、曳家基本工事単価に含まれている。また、建築工事の各段階で共通に必要な仮設費は、共通仮設費として別途算定されることになっている。

工事種目	工事の内容
外部足場	1F及び2Fの外壁補修工事にあたり、建物の外周に作業のための足場を設置する費用で、足場材の賃料と掛け払いの手間
内部足場	1F及び2Fの内壁補修工事にあたり、建物内部の仕上げ等を補修するために必要な足場で、主として脚立足場賃料と掛け払いの手間
養生費	補修工事期間中の床材、内装材等の損傷防止の費用
清掃片付け	補修工事期間中の現場内外の清掃、片付け、残材処理の費用
災害防止シート	災害防止のための外部足場にシート又は金網を張るための賃料と掛け払いの手間
安全手すり	足場の最上段のみに設置するもので、手すりの賃料と掛け払いの手間

#### 用語

やりかた … 基礎工事にかかる前に、柱芯又は壁の中心、内外面などの水平位置を表示するために設ける仮設物のこと。

脚立(きゃたつ)足場(あしば) … 脚立と脚立の間に足場板を渡した足場のこと。

[曳家要領第6条第二号ア]



## Q22【仮設工事費の算出方法】

補修工事費の仮設工事費は、木造建物要領第27条により算出されているが、推定再建築費の仮設工事費と同じ金額になるのか。

## A22

曳家の補修工事費の仮設工事費は、仮設工事面積に単価を乗じて算出することとされている（木造建物要領第27条）。

補修工事費の仮設工事面積は、部位別補修工事の補修対象範囲が1階及び2階部分全ての外壁・内壁（Q23）となるため木造建物要領で算出した仮設工事面積を適用することになり、推定再建築費の仮設工事面積と同じになる。

一方、補修工事費の仮設工事単価については、仮設工事の工事種目（Q21）及び仮設工事期間が推定再建築費の仮設工事と異なることから、推定再建築費の仮設工事単価とは異なる。

よって、推定再建築費の仮設工事費と曳家の補修工事費の仮設工事費は、仮設工事面積は同じだが、単価が異なるため、同じ金額とはならない。

[曳家要領第6条第二号ア]

## 7 部位別補修工事

### Q23【部位別補修工事とは】

部位別補修工事とは、どのような工事をいうのか。また、補修が必要な範囲はどこまでか。

### A23

部位別補修工事とは、曳行に伴う補修対象範囲のクラック補修、曳行による建物の劣化相当、建物経過年数による補修工事への影響相当、曳行作業のための下地剥がし及びその復旧、補修の際の解体費を指すものとする。

なお、補修が必要な範囲は下表のとおりとなる。

部位別工事	補修対象範囲
外壁工事費	1階及び2階の全ての外壁
内壁工事費	1階及び2階の全ての内壁
床工事費	1階の床（木材による床組が施工されている部分の仕上材種及び畳）

[曳家要領第6条第二号イ]

### Q24【外壁（内壁）工事費の算出方法】

外壁及び内壁工事費は、木造建物要領第31条及び第32条により算出するとなっているが、推定再建築費の外壁及び内壁工事費と同じ金額になるのか。

### A24

部位別補修工事費を算出するための外壁及び内壁工事費は、補修対象範囲を1階及び2階部分全てとしていることから、実務的には推定再建築費の積算における外壁（軒天井含む、断熱材張等を除く）及び内壁工事費をそのまま適用し、補修費率を乗ずることになる。よって、断熱材張等を除き、推定再建築費の外壁及び内壁工事と同じ金額になる。

[曳家要領第6条第二号イ（ア）（イ）]

## Q25【床工事費の施工面積及び数量（帖数）の算出方法】

床工事費の施工面積及び数量（帖数）は、1階床のうち木材による床組が施工されている部分の仕上材種及び畳を計上するとはどういうことか。

### A25

部位別補修工事費を算出するための床工事費は、補修対象範囲を1階床としていることから、対象建物が2階建の場合は、2階部分の床は補修対象外（損傷が発生しない）となる。また、曳家は土台の下に鋼材を入れて移動することから、1階床組は現状のまま移動することとなり、補修対象は床組が施工されている部分の仕上材種及び畳となる。

実務的には推定再建築費の積算における床工事費のうち、2階部分全て及び1階の木材による床組が施工されていない部分（玄関、浴室等の土間コンクリート等で仕上げられている部分）の仕上材種を除いた金額となる。

#### ア 床仕上材種

工事費 = 施工面積 × 単価（仕上材種別の合計額を求める。）

施工面積：1階床のうち木材による床組が施工されている部分が対象

#### イ 畳敷き

工事費 = 数量（帖数） × 単価（畳の材種別の合計額を求める。）

数量（帖数）：1階床が対象

[曳家要領第6条第二号イ（ウ）]

## 8 床工事

### Q26【床工事費の計上範囲】

部位別補修工事費を算出するための床工事費と重複しないのか。

### A26

曳家要領第6条第二号ウに定める床工事費は、1階床が土間コンクリート等で仕上げられている部分（床組で施工されていない部分）の仕上材種を対象としており、床組で施工されている部分の仕上材種及び畳を対象としている部位別補修工事費を算出するための床工事費とは重複しない。

1階床が土間コンクリート等で仕上げられている部分（床組で施工されていない部分）は、算定上の工法では建物と一体として曳行できないことから新設することとなる。

実務的には推定再建築費の積算における床工事費のうち、1階床組が施工されていない部分（玄関、浴室等の土間コンクリート等で仕上げられている部分）の仕上材種の金額を計上することとなる。

#### ア 床仕上材種

工事費 = 施工面積 × 単価（仕上材種別の合計額を求める。）

施工面積：1階床のうち木材による床組が施工されていない部分が対象

[曳家要領第6条第二号ウ]

### Q27【畳敷の取扱い】

畳を計上しないのは何故か。

### A27

畳敷の部屋については、木材による床組が施工されている部分のため、部位別補修工事費を算出するための床工事費（補修対象）で計上することとなる。

[曳家要領第6条第二号ウ]

## 9 建築設備工事

### Q28【建築設備の取扱い】

建築設備工事の「必要な項目」とはどのようなことか。

### A28

建築設備工事の必要な項目とは、曳家作業に伴い移転が必要となる設備をいい、主にガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備工事が対象となる。

これらの設備工事以外でも、算定上の工法（土台下に鋼材を入れ移動）、設備の設置状況などから判断して、移転が必要と認められる設備工事については、必要な項目として算出することとなる。

[曳家要領第6条第二号工]

### Q29【建築設備の算出対象】

算出対象を基に算出とはどのようなことか。

### A29

必要な項目として対象となる各設備（ガス、給水、排水、衛生設備）工事の中でも、設備の設置状況（場所）によって、曳家作業に支障とならず、建物と一体として曳行する設備があることから、曳家要領第6条第二号工表中の算出対象を基に算出することを定めている。

建物と一体として曳行する設備（算出対象外）としては、建物内の2階部分にある各設備及び1階床組がある便所の衛生設備（便器、手洗器等）がある。

[曳家要領第6条第二号工]

## 10 建物附随工作物工事

### Q30【建物附随工作物の取扱い】

建物附随工作物の「必要な項目」とはどのようなものをいうのか。

### A30

建物附随工作物の必要な項目とは、建物と一体として曳行できない建物附随工作物をいい、これらの建物附随工作物は新設補償となる。

一方、建物と一体として曳行できる建物附随工作物については補償不要となる。一体として曳行できる建物附随工作物とは、アルミ物干台（屋根置）のように土地に定着せず、建物の屋根及び壁に設置されているものをいう。ただし、壁に設置された建物附随工作物で柱が土地に定着しているベランダ等については、曳家の算定上、重量等の関係から建物と一体として曳行できない建物附随工作物としているため新設補償の対象となる。

[曳家要領第6条第二号才]

## 11 共通仮設費

### Q31【共通仮設費の取扱い】

建物算定要領第6条第3項第一号（二）イで「移転先を残地と認定した建物については、建築工事の共通仮設費を解体工事でも共用できるため、共通仮設費は計上しないものとする。」と規定されているが、曳家工法も移転先を残地と認定した建物になるのではないか。

### A31

曳家工法も移転先を残地と認定した建物になるが、当該規定は、取りこわし工事費、解体工事費、切取工事費及び切取面補修工事費（以下「取りこわし工事費等」という。）について規定している。

曳家工法の移転料は、「曳家工事費＋補修工事費」により算定することとされており（運用方針第16第1項（6）第二号）、曳家における「基礎等解体工事費」は曳家工事費に含まれ、曳家工事の中の一連の工事とされており、当該規定されている取りこわし工事費等に該当しないため、当該規定は適用されない。

[曳家要領第7条]

## 1 2 諸経費

### Q32【諸経費の取扱い】

同一敷地内に複数の建物が存し、移転工法が異なる場合は、諸経費の取扱いはどのようにすればよいのか。

### A32

例えば、曳家工法と再築工法があった場合など、各々の移転工法が異なるとしても被補償者が全棟一括発注にて建築することが通常妥当と考えられることから、原則として、各建物の純工事費（建築＋解体）と廃材運搬費の合計額に対応する率により諸経費を算定することとなる。

なお、曳家工法は純工事費（建築のみ）と廃材運搬費の合計額に対応する率により諸経費を算定することとなる。

[曳家要領第8条]

## 1 3 廃材運搬費及び処分費

### Q33【廃材運搬費及び処分費の取扱い】

廃材運搬費及び廃材処分費は、どのように計上するのか。

### A33

曳家要領第6条第一号ウに規定する基礎等解体工事に伴い発生する廃材の運搬費及び処分費については、組成ごとに廃材量を求め、適切な車両及び廃材処分場を認定の上、計上することとなる。

[曳家要領第9条]

## 14 その他

### Q34【計算書における造作工事費等の計上方法について】

木造建物建築直接工事費計算書[曳家工法]の様式（様式第2）には、「造作工事費」、「建具工事費」を計上する項目がない。

建物と一体で曳行できないと判断される造作、建具については、適宜工事費を計上する項目を追加してよいか。

### A34

建物と一体で曳行できない造作、建具については、建築設備と同様、新設費を補償するものであり、適宜「造作工事費」、「建具工事費」を計上する項目を追加することとする。

## 15 曳家移転料算定事例集

曳家算定例1【専用住宅】《複数工程》

曳家算定例2【専用住宅】《基礎重複》

### 留意事項

- ① 建物移転料の算定にあたっては、各地域の実情により諸運用が異なる場合があるため、実際の算定においては各地域の実情に留意すること。
- ② 本算定例で使用するコード番号及び単価は本算定例に限るものであり、実際の算定においては木造建物補償標準単価表等によること。
- ③ 本算定例では、別紙、廃材運搬費、廃材処分費等要領の定めのない様式については省略し算出結果のみを掲載している。
- ④ 本算定例は、「木造建物調査積算要領〔軸組工法〕の解説（改訂版）令和6年3月」の算定例1【専用住宅】〔軸組工法〕を曳家した場合の算定を掲載している。



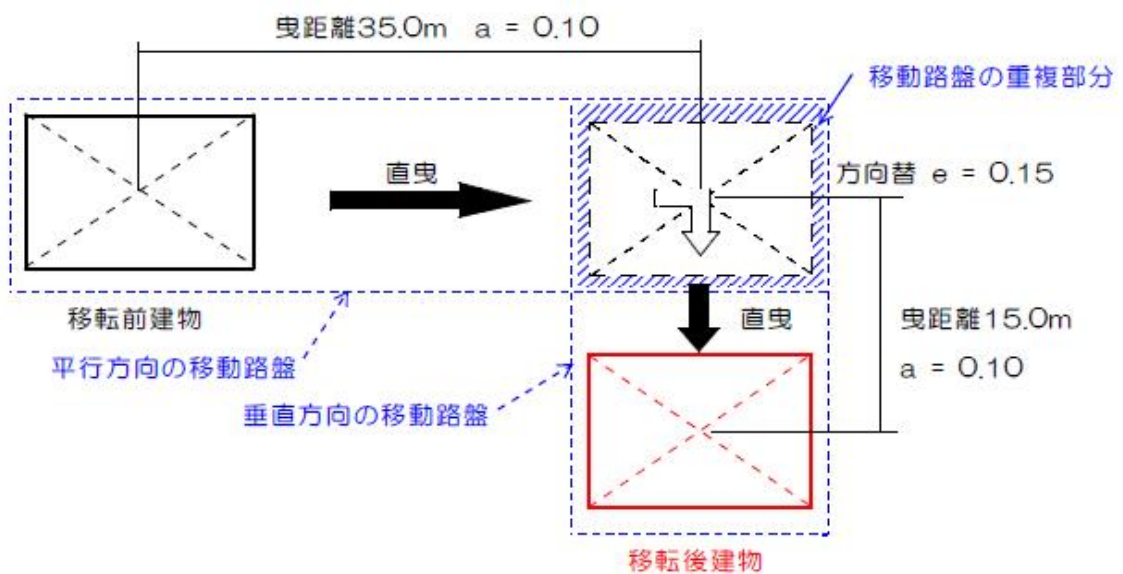
# 曳家算定例 1 【専用住宅】

## 《複数工程》

〔曳家係数〕

曳距離、方向替及び曳距離を補正する場合

下図の補正值  $1 + \overset{[a]}{0.10} + \overset{[e]}{0.15} + \overset{[a]}{0.10} = 1.35$



様式第 1

建物移転料算定表[曳家工法]

所在地		算定者		整理番号	1
所有者の氏名又は名称		算定年月日	平成27年9月1日	消費税等相当額補償の要否	要・否
所有者住所		採用単価	平成27年度		

区分	内 容	番号	計 算 式	棟 1	棟 2	棟 3	合 計	備 考		
基本事項	構造・用途	(1)		木造二階建 住宅						
	延床面積	(2)		87.77 m <sup>2</sup>						
	建築面積	(3)		54.65 m <sup>2</sup>						
	建築年月	(4)		平成15年10月						
工事費等	建 築	直接工事費	(5)	曳家工事費及び補修工事費	5,623,323					
		共通仮設費	(6)	(5)×(木造:3%)	3.00%				100円未満切り捨て	
					168,600					
		純工事費	(7)	(5)+(6)	5,791,923					
		廃材運搬費	(8)							
		小 計	(9)	(7)+(8)	5,791,923					
		諸経費	(10)	(9)×((9)に対応する率(一発注単位))	24.90%					100円未満切り捨て
					1,442,100					
補償額		廃材処分費	(11)							
		建築工事費	(12)	(9)+(10)+(11)	7,234,023					
		建築工事費	(13)	(12)	7,234,023					
		法令改善費運用益損失額	(14)							
		小 計	(15)	(13)+(14)	7,234,023					
	消費税等相当額	(16)	(15)×消費税等の税率(8%)	578,721				1円未満切り捨て		
	補償額	(17)	(15)+(16)	7,812,744						

[備 考]

棟番号	特 記 事 項

木造建物建築直接工事費計算書 [曳家工法]

所在地						整理番号	1				
建物所有者				電話			算定年月日	平成27年9月1日			
法人代表者							採用単価	平成27年度			
所有者住所						用途(現況)	専用住宅				
構造概要	木造二階建					用途(建築時)	専用住宅				
柱の材種	ヒノキ	品等	1等	柱の分布	[B]	その他					
建物面積	1階床面積 54.65 m <sup>2</sup>	2階床面積 33.12 m <sup>2</sup>	延床面積 87.77 m <sup>2</sup>		特記事項						
曳家条件	曳行要素					障害要素					
	曳距離				回転	高低差	基礎重複	方向替	近接施工	傾斜地	
	1回目	2回目	3回目	計							
35.0m	15.0m	-	50.0m	-	-	-	1回	-	-		
曳家工事費 [A]			補修工事費 [B]			直接工事費 計 [A] + [B]					
3,500,931			2,122,392			5,623,323					
工種	計 算 内 訳						直接工事費				
1 曳家工事費	Point 曳行が複数工程の場合は、2回目以降の曳行20m毎に0.10を加算(0.10+0.10=0.20)						計	3,500,931			
[1] 曳家基本工事費	Point						小計	2,388,420			
曳距離 [a]	回転 [b]	高低差 [c]	基礎重複 [d]	方向替 [e]	近接施工 [f]	傾斜地 [g]	曳家係数 1+[a]+[b]+[c]+[d]+[e]+[f]+[g]				
0.20				0.15			1.35				
1階床面積 A	規模補正率 B		2階建補正率 C		曳家係数 D		曳家基本工事面積 A×B×C×D				
54.65	1.10		1.09		1.35		88.459				
出典 (G-D 番号)	単価名称		形状寸法		単位	単価	曳家基本工事面積	金額			
2960010	曳家基本工事		専用住宅		m <sup>2</sup>	27,000	88.46	2,388,420			
[2] 基礎工事費	Point 曳行後の定着時に根がらみ鋼材と干渉する部分の基礎を凹状に切欠くことに対する補修相当						Point 規模補正率表の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。	小計	1,112,511		
①-a 布基礎	Point						① 計	803,192			
面積区分	用途	略記号	1階床面積 A	基礎率 B	基礎長 A×B=C	基礎切欠補正率 D	補正基礎長 C×D				
II	専用住宅	CF03	54.65	1.10	60.115	1.10	66.126				
出典 (G-D 番号)	単価名称		形状寸法		単位	単価	基礎長計	金額			
2960120	布コンクリート(有筋)		A1=300mm・B1=120mm・(CF03)・機械掘		m	11,500	66.13	760,495			
①-b 布基礎仕上げ	Point										
出典 (G-D 番号)	単価名称		形状寸法		単位	単価	基礎外周長	金額			
2151360	布基礎モルタル刷毛仕上げ		高さ300mm		m	1,380	30.94	42,697			

<b>② 東石</b>						<b>② 計</b>	<b>269,360</b>
1階床面積 A	束無面積 B	A - B = C	面積区分	基礎率 D	東石数量 C × D		
54.65	—	54.65	II	0.44	24.046		
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	東石数量	金額	
2150600	東石(コンクリート)	150mm角・深600mm・(TS03)・機械掘	ヶ所	11,200	24.05	269,360	
<b>⑤ 土間コンクリート</b>						<b>⑤ 計</b>	<b>39,959</b>
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額	
2170020	土間コンクリート叩き <span style="background-color: #90EE90;">勝手口ポーチ</span>	厚90mm・無筋・(DC02)・すき取り・不用土処分共	m <sup>2</sup>	1,990	0.91	1,810	
2170060	土間コンクリート叩き <span style="background-color: #90EE90;">玄関、便所、浴室、勝手口</span>	厚120mm・有筋・(DC13)・すき取り・不用土処分共	m <sup>2</sup>	3,480	7.86	27,352	
2170070	土間コンクリート叩き <span style="background-color: #90EE90;">玄関ポーチ</span>	厚150mm・有筋・(DC14)・すき取り・不用土処分共	m <sup>2</sup>	4,090	2.64	10,797	
<b>2 補修工事費</b>						<b>計</b>	<b>2,122,392</b>
<b>〔1〕 仮設工事費</b>						<b>小計</b>	<b>764,928</b>
延床面積 A		規模補正率 B		建物形状補正率 C		仮設工事面積 A × B × C = D	
87.77		1.05		1.00		92.158	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	仮設工事面積	金額	
2960080	仮設工事費(A)・[曳家]	(防災防止シート)・仮設材運搬共	延m <sup>2</sup>	8,300	92.16	764,928	
<b>〔2〕 部位別補修工事費</b>						<b>小計</b>	<b>900,441</b>
部位別補修対象工事費 ①+②+③=A		補修費率 B		部位別補修工事費 A × B			
3,001,473		30%		900,441			
<b>① 外壁工事費</b>						<b>① 計</b>	<b>1,262,453</b>
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額	
9450460	外壁・色モルタル塗	厚25mm・一般色・木摺・ワイヤラス共	m <sup>2</sup>	8,540	145.11	1,239,239	
9440830	外装・磁器質タイル	施釉・108mm×60mm・小口平・木摺・ラス共(木造用)	m <sup>2</sup>	15,900	1.46	23,214	
<b>② 内壁工事費</b>						<b>② 計</b>	<b>1,451,423</b>
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額	
9460700	壁・プリント合板張	厚4mm・木造間仕切組共	m <sup>2</sup>	8,030	49.63	398,528	
9440700	内装・陶器質タイル	施釉108mm角・木造胴縁組・合板・ラス共	m <sup>2</sup>	15,800	1.27	20,066	
9450590	壁・石こう plaster 塗	厚20mm・ラスボード共	m <sup>2</sup>	4,990	6.68	33,333	
9440680	内装・陶器質タイル	施釉108mm角・ワン合板・ラス共(木造用)	m <sup>2</sup>	14,100	5.30	74,730	
9632620	壁・ビニールクロス張	中・ワン合板共	m <sup>2</sup>	3,730	86.87	324,025	
9440650	内装・陶器質タイル	施釉・100mm角・ワン合板・ラス(木造用)	m <sup>2</sup>	14,400	13.83	199,152	
2450310	内壁・モルタル塗金ごて	厚20mm	m <sup>2</sup>	3,330	0.82	2,730	
9451030	繊維壁	ラスボード共	m <sup>2</sup>	5,050	61.31	309,615	
9632660	壁・ビニールクロス張	並・ワン合板共	m <sup>2</sup>	3,600	24.79	89,244	

③ 床工事費					Point 1階床を対象とし、床組が施工されている部分の仕上(畳)材種を計上する。		③ 計	287,597
出典 (ゴ-D 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額		
2630010	床・フローリングボード張	厚15mm×乱尺・ぶな・1等・下地別途	m <sup>2</sup>	7,650	4.14	31,671		
9630160	床・ビニールシート張	厚2mm・プレシ・ラワン合板下地共	m <sup>2</sup>	5,660	21.11	119,482		
2460340	床・縁甲板張	桧・1等・床組別途	m <sup>2</sup>	6,200	6.62	41,044		
9631000	タタ敷	本間・綿引・上・ラワン合板	枚	15,900	6.00	95,400		
<b>〔3〕 床工事費</b>					Point 1階床を対象とし、床組が施工されていない部分の仕上材種を計上する。		<b>小 計</b>	<b>89,724</b>
出典 (ゴ-D 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額		
9440020	床・磁器質タイル	無釉・100mm角・コンクリート下地・モルタル塗共	m <sup>2</sup>	9,330	5.95	55,513		
9440540	床・磁器質セラミックタイル	無釉・25mm角・コンクリート下地・モルタル塗共	m <sup>2</sup>	8,160	3.73	30,436		
2450130	床・モルタル塗	厚30mm	m <sup>2</sup>	2,170	1.74	3,775		
<b>〔4〕 建築設備工事費</b>							<b>小 計</b>	<b>349,787</b>
<b>③ 給水・給湯設備</b>							<b>③ 計</b>	<b>56,522</b>
出典 (ゴ-D 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額		
2750010	屋内給水(湯)配管	木造建物	栓	6,960	6.00	41,760		
2760220	屋外給水配管	φ13mm・硬質塩ビ管・継手・機械堀・深さ300mm	m	1,220	12.10	14,762		
<b>④ 排水設備</b>							<b>④ 計</b>	<b>139,165</b>
出典 (ゴ-D 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額		
2810010	屋内排水配管	木造建物	栓	5,400	6.00	32,400		
2820100	屋外排水配管	φ50mm・硬質塩ビ管・機械堀・平均深450mm	m	3,580	15.80	56,564		
2820120	屋外排水配管	φ75mm・硬質塩ビ管・機械堀・平均深450mm	m	4,970	5.30	26,341		
2821190	溜ます・(既製品)	内法300mm×300mm・雑排水用・人力堀・深450mm	ヶ所	5,140	3.00	15,420		
2821300	汚水兼用ます・(既製品)	内法360mm×360mm・インポート付・人力堀・深450mm	ヶ所	8,440	1.00	8,440		
<b>⑤ 衛生設備</b>							<b>⑤ 計</b>	<b>154,100</b>
出典 (ゴ-D 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額		
2830040	浴槽・(ホロー)	幅700mm×長さ800mm×高さ640mm・(洋風)	基	67,700	1.00	67,700		
2830250	水洗洋風便器(腰掛式)	隅付ロタンク・屋内污水管共	ヶ所	86,400	1.00	86,400		
<b>〔5〕 建物附随工作物工事費</b>							<b>小 計</b>	<b>17,512</b>
出典 (ゴ-D 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額		
2170020	土間コンクリート叩き <b>犬走り</b>	厚90mm・無筋(DC02)・すき取り・不用土処分共	m <sup>2</sup>	1,990	8.80	17,512		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

# 木造建物数量計算書 [床・天井]

様式第 4

室名	床面積計算書							天井面積計算書				
	コード	単価名称	幅 (横)	幅 (縦)	率	実施工 面積(帖)	コード	単価名称	幅 (横)	幅 (縦)	実施工 面積	
女 関	9440020	床・磁器質タイル	床組なし	1.82	1.82	1	3.312					
ホー ル	2630010	床・フローリングボード張		4.55	0.91	1	4.140					
便 所	9440540	床・磁器質モザイクタイル	床組なし	0.91	1.82	1	1.656					
洗 面 室	9630160	床・ビニールシート張		1.82	0.91	1	1.656					
				1.37	0.91	1	1.242					
浴 室	9440540	床・磁器質モザイクタイル	床組なし	0.91	1.82	1	1.656					
				0.46	0.91	1	0.414					
勝 手 口	2450130	床・モルタル塗	床組なし	0.91	0.91	1	0.828					
L D	9630160	床・ビニールシート張		2.73	1.82	1	4.968					
				3.64	1.82	1	6.624					
台 所	9630160	床・ビニールシート張		1.82	3.64	1	6.624					
広 縁	2460340	床・縁甲板張		1.82	3.64	1	6.624					
和 室 6帖	9631000	タタミ敷					6.000					
女 士 関 間	9440020	床・磁器質タイル	床組なし	1.20	2.20	1	2.640					
勝 手 口 土 間	2450130	床・モルタル塗	床組なし	0.90	1.01	1	0.909					

Point  
1階床を対象とする。

### 床仕上げ別施工面積集計表

コード	単価名称	形状寸法等	実 施 工 面 積				施工面積計
9440020	床・磁器質タイル	無軸・100mm角・コンクリート下地・モルタル塗共	3.312	2.640			5.95
2630010	床・フローリングボード張	厚15mm×乱尺・ふな・1等・下地別途	4.140				4.14
9440540	床・磁器質モザイクタイル	無軸・25mm角・コンクリート下地・モルタル塗共	1.656	1.656	0.414		3.73
9630160	床・ビニールシート張	厚2mm・ブレン・ラワン合板下地共	1.656	1.242	4.968	6.624	
			6.624				21.11
2450130	床・モルタル塗	厚30mm	0.828	0.909			1.74
2460340	床・縁甲板張	桧・1等・床組別途	6.624				6.62
9631000	タタミ敷	本間・綿引・上・ラワン合板	6.000				6.00

### 天井仕上げ別施工面積集計表

コード	単価名称	形状寸法等	実 施 工 面 積				施工面積計

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

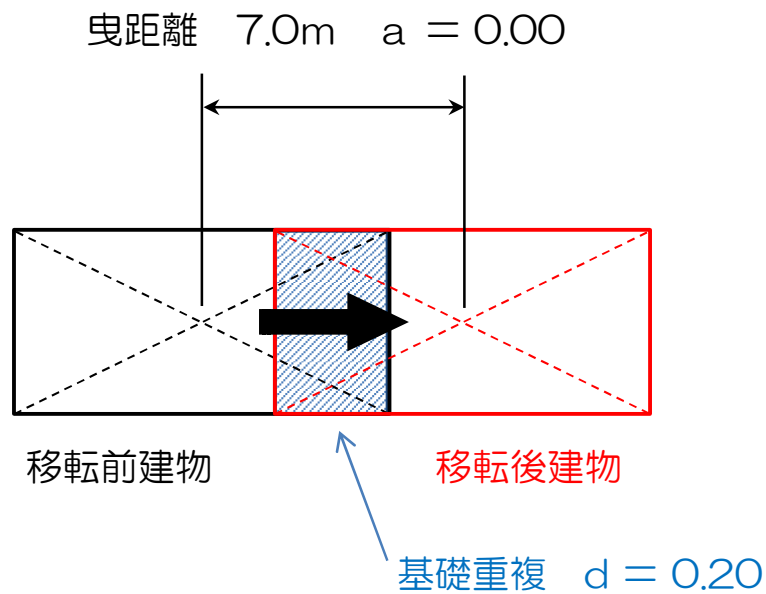
## 曳家算定例2【専用住宅】

### 《基礎重複》

〔曳家係数〕

基礎重複を補正する場合

下図の補正值  $1 + \frac{[a]}{0.00} + \frac{[d]}{0.20} = 1.20$



様式第 1

建物移転料算定表[曳家工法]

所在地		算定者		整理番号	1
所有者の氏名又は名称		算定年月日	平成27年9月1日	消費税等相当額補償の要否	要・否
所有者住所		採用単価	平成27年度		

区分	内 容	番号	計 算 式	棟 1	棟 2	棟 3	合 計	備 考		
基本事項	構造・用途	(1)		木造二階建 住宅						
	延床面積	(2)		87.77 m <sup>2</sup>						
	建築面積	(3)		54.65 m <sup>2</sup>						
	建築年月	(4)		平成15年10月						
工事費等	建 築	直接工事費	(5)	曳家工事費及び補修工事費	5,831,028					
		共通仮設費	(6)	(5)×(木造:3%)	3.00%				100円未満切り捨て	
					174,900					
		純工事費	(7)	(5)+(6)	6,005,928					
		廃材運搬費	(8)		21,000					
		小 計	(9)	(7)+(8)	6,026,928					
		諸経費	(10)	(9)×((9)を含む一発注単位に対応する率)	24.90%					100円未満切り捨て
					1,500,700					
補償額		廃材処分費	(11)		6,540					
		建築工事費	(12)	(9)+(10)+(11)	7,534,168					
		建築工事費	(13)	(12)	7,534,168					
		法令改善費運用益損失額	(14)							
		小 計	(15)	(13)+(14)	7,534,168					
消費税等相当額	(16)	(15)×消費税等の税率(8%)	602,733				1円未満切り捨て			
補償額	(17)	(15)+(16)	8,136,901							

[備 考]

棟番号	特 記 事 項



木造建物建築直接工事費計算書 [曳家工法]

所在地						整理番号	1			
建物所有者				電話			算定年月日	平成27年9月1日		
法人代表者							採用単価	平成27年度		
所有者住所						用途(現況)	専用住宅			
構造概要	木造二階建					用途(建築時)	専用住宅			
柱の材種	ヒノキ	品等	1等		柱の分布	[B]		その他		
建物面積	1階床面積 54.65 m <sup>2</sup>		2階床面積 33.12 m <sup>2</sup>		延床面積 87.77 m <sup>2</sup>		特記事項			
曳家条件	曳行要素						障害要素			
	曳距離				回転	高低差	基礎重複	方向替	近接施工	傾斜地
	1回目	2回目	3回目	計						
7.0m	-	-	7.0m	-	-	有	-	-	-	
曳家工事費 [A]			補修工事費 [B]			直接工事費 計 [A] + [B]				
3,708,636			2,122,392			5,831,028				
工種	計 算 内 訳								直接工事費	
1 曳家工事費									計	3,708,636
〔1〕 曳家基本工事費									小 計	2,123,010
曳距離 [a]	回転 [b]	高低差 [c]	基礎重複 [d]	方向替 [e]	近接施工 [f]	傾斜地 [g]	曳家係数 1+[a]+[b]+[c]+[d]+[e]+[f]+[g]			
			0.20				1.20			
1階床面積 A		規模補正率 B		2階建補正率 C		曳家係数 D		曳家基本工事面積 A×B×C×D		
54.65		1.10		1.09		1.20		78.630		
出典 (ゴD番号)	単 価 名 称			形 状 寸 法		単 位	単 価	曳家基本工事面積	金 額	
2960010	曳家基本工事			専用住宅		m <sup>2</sup>	27,000	78.63	2,123,010	
〔2〕 基礎工事費									小 計	1,265,698
①-a 布基礎									① 計	870,580
面積区分	用途	略記号	1階床面積 A	基礎率 B	基礎長 A×B=C	基礎切欠補正率 D	補正基礎長 C×D			
II	専用住宅	CF03	54.65	1.10	60.115	1.10	66.126			
出典 (ゴD番号)	Point 重複基礎数量 = 基礎総数量 × 重複面積 / 1階床面積 = 66.13 × 16.38 / 54.65 = 19.82			寸 法		単 位	単 価	基礎長計	金 額	
2960120	Point 重複以外基礎数量 = 基礎総数量 - 重複基礎数量 = 66.13 - 19.82 = 46.31			300mm・(CF03)・機械掘		m	11,500	46.31	532,565	
2960160	布コンクリート(有筋)			A1=300mm・B1=120mm・(CF03)・人力掘		m	14,900	19.82	295,318	
①-b 布基礎仕上げ										
出典 (ゴD番号)	Point 「基礎重複」補正を適用のため重複部分は人力施工単価にて算出			寸 法		単 位	単 価	基礎外周長	金 額	
2151360	布基礎モルタル刷毛仕上げ			高さ300mm		m	1,380	30.94	42,697	

② 東石						② 計	355,159	
1階床面積 A	束無面積 B	A - B = C	面積区分	基礎率 D	東石数量 C × D			
54.65	—	54.65	II	0.44	24.046			
出典 (ゴ-D 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	東石数量	金額		
2150600	東石(コンクリート)	150mm角・深600mm・(TS03)・機械掘	ヶ所	11,200	16.84	188,608		
2150660	東石(コンクリート)	150mm角・深600mm・(TS03)・人力掘	ヶ所	23,100	7.21	166,551		
⑤ 土間コンクリート						⑤ 計	39,959	
出典 (ゴ-D 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額		
2170020	土間コンクリート叩き <span style="background-color: #90EE90;">勝手口ポーチ</span>	厚90mm・無筋・(DC02)・すき取り・不用土処分共	m <sup>2</sup>	1,990	0.91	1,810		
2170060	土間コンクリート叩き <span style="background-color: #90EE90;">玄関、便所、浴室、勝手口</span>	厚120mm・有筋・(DC13)・すき取り・不用土処分共	m <sup>2</sup>	3,480	7.86	27,352		
2170070	土間コンクリート叩き <span style="background-color: #90EE90;">玄関ポーチ</span>	厚150mm・有筋・(DC14)・すき取り・不用土処分共	m <sup>2</sup>	4,090	2.64	10,797		
【3】 基礎等解体工事費						小計	319,928	
<div style="background-color: #90EE90; padding: 5px;"> <b>Point</b>            重複基礎数量=解体基礎総数量×重複面積/解体面積            =30.06×16.38 / 27.33 =18.02            重複以外基礎数量=解体基礎総数量-重複基礎数量            =30.06-18.02 =12.04         </div>						単価	数量	金額
2910160	木造布基礎解体 <span style="background-color: #90EE90;">残地</span>	CF03・機械掘(積込共)	m	3,830	12.04	46,113		
2910340	木造布基礎解体 <span style="background-color: #90EE90;">残地</span>	CF03・人力掘・(積込共)	m	6,780	18.02	122,175		
2910700	東石解体 <span style="background-color: #90EE90;">残地</span>	TS03・機械掘・コンクリート・(積込共)	ヶ所	6,760	4.82	32,583		
2910760	東石解体 <span style="background-color: #90EE90;">残地</span>	TS03・人力掘・コンクリート・(積込共)	ヶ所	16,100	7.21	116,081		
2900460	土間コンクリート解体 <span style="background-color: #90EE90;">残地犬走り</span>	厚120mm・無筋・DC02・(積込共)	m <sup>2</sup>	620	4.80	2,976		
2 補修工事費						計	2,122,392	
<div style="background-color: #90EE90; padding: 5px;"> <b>Point</b>            基礎が重複するため重複部分は人力施工単価にて算出         </div>								
【1】 仮設工事費						小計	764,928	
延床面積 A	規模補正率 B	建物形状補正率 C	仮設工事面積 A×B×C=D					
87.77	1.05	1.00	92.158					
出典 (ゴ-D 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	仮設工事面積	金額		
2960080	仮設工事費(A)・[曳家]	(防災防止シート)・仮設材運搬共	延m <sup>2</sup>	8,300	92.16	764,928		
【2】 部位別補修工事費						小計	900,441	
部位別補修対象工事費 ①+②+③=A		補修费率 B	部位別補修工事費 A×B					
3,001,473		30%	900,441					
① 外壁工事費						① 計	1,262,453	
出典 (ゴ-D 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額		
9450460	外壁・色モルタル塗	厚25mm・一般色・木摺・ワイヤラス共	m <sup>2</sup>	8,540	145.11	1,239,239		
9440830	外装・磁器質タイル	施釉・108mm×60mm・小口平・木摺・ラス共(木造用)	m <sup>2</sup>	15,900	1.46	23,214		
② 内壁工事費						② 計	1,451,423	
出典 (ゴ-D 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額		
9460700	壁・プリント合板張	厚4mm・木造間仕切組共	m <sup>2</sup>	8,030	49.63	398,528		
9440700	内装・陶器質タイル	施釉108mm角・木造胴縁組・合板・ラス共	m <sup>2</sup>	15,800	1.27	20,066		
9450590	壁・石こうペースト塗	厚20mm・ラスボード共	m <sup>2</sup>	4,990	6.68	33,333		

9440680	内装・陶器質タイル	施釉108mm角・ラワン合板・ラス共(木造用)	m <sup>2</sup>	14,100	5.30	74,730
9632620	壁・ビニールクロス張	中・ラワン合板共	m <sup>2</sup>	3,730	86.87	324,025
9440650	内装・陶器質タイル	施釉・100mm角・ラワン合板・ラス(木造用)	m <sup>2</sup>	14,400	13.83	199,152
2450310	内壁・モルタル塗金ごて	厚20mm	m <sup>2</sup>	3,330	0.82	2,730
9451030	繊維壁	ラスボード共	m <sup>2</sup>	5,050	61.31	309,615
9632660	壁・ビニールクロス張	並・ラワン合板共	m <sup>2</sup>	3,600	24.79	89,244
<b>③ 床工事費</b>					<b>③ 計</b>	<b>287,597</b>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>Point</b>  1階床を対象とし、床組が施工されている部分の仕上(畳)材種を計上する。 </div>						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
2630010	床・フローリングボード張	厚15mm×乱尺・ぶな・1等・下地別途	m <sup>2</sup>	7,650	4.14	31,671
9630160	床・ビニールシート張	厚2mm・プレーン・ラワン合板下地共	m <sup>2</sup>	5,660	21.11	119,482
2460340	床・縁甲板張	桧・1等・床組別途	m <sup>2</sup>	6,200	6.62	41,044
9631000	タタミ敷	本間・綿引・上・ラワン合板	枚	15,900	6.00	95,400
<b>〔3〕 床工事費</b>					<b>小計</b>	<b>89,724</b>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>Point</b>  1階床を対象とし、床組が施工されていない部分の仕上材種を計上する。 </div>						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
9440020	床・磁器質タイル	無釉・100mm角・コンクリート下地・モルタル塗共	m <sup>2</sup>	9,330	5.95	55,513
9440540	床・磁器質モザイクタイル	無釉・25mm角・コンクリート下地・モルタル塗共	m <sup>2</sup>	8,160	3.73	30,436
2450130	床・モルタル塗	厚30mm	m <sup>2</sup>	2,170	1.74	3,775
<b>〔4〕 建築設備工事費</b>					<b>小計</b>	<b>349,787</b>
<b>③ 給水・給湯設備</b>					<b>③ 計</b>	<b>56,522</b>
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
2750010	屋内給水(湯)配管	木造建物	栓	6,960	6.00	41,760
2760220	屋外給水配管	φ13mm・硬質塩ビ管・継手・機械堀・深さ300mm	m	1,220	12.10	14,762
<b>④ 排水設備</b>					<b>④ 計</b>	<b>139,165</b>
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
2810010	屋内排水配管	木造建物	栓	5,400	6.00	32,400
2820100	屋外排水配管	φ50mm・硬質塩ビ管・機械堀・平均深450mm	m	3,580	15.80	56,564
2820120	屋外排水配管	φ75mm・硬質塩ビ管・機械堀・平均深450mm	m	4,970	5.30	26,341
2821190	溜ます・(既製品)	内法300mm×300mm・雑排水用・人力堀・深450mm	ヶ所	5,140	3.00	15,420
2821300	汚水兼用ます・(既製品)	内法360mm×360mm・インバート付・人力堀・深450mm	ヶ所	8,440	1.00	8,440
<b>⑤ 衛生設備</b>					<b>⑤ 計</b>	<b>154,100</b>
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
2830040	浴槽・(ホロー)	幅700mm×長さ800mm×高さ640mm・(洋風)	基	67,700	1.00	67,700
2830250	水洗洋風便器(腰掛式)	隅付ロータンク・屋内污水管共	ヶ所	86,400	1.00	86,400
<b>〔5〕 建物附随工作物工事費</b>					<b>小計</b>	<b>17,512</b>
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
2170020	土間コンクリート叩き	厚90mm・無筋(DC02)・すき取り・不用土処分共	m <sup>2</sup>	1,990	8.80	17,512

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

## 【曳家算定例2】基礎重複(解体イメージ)

- 建物の約半分が支障、曳距離 7.0mの曳家

**解体工事費イメージ** ※以下の内容は、算定例作成のためのあくまでも想定である。

- ・基礎撤去費(布基礎、束石)の数量 → 残地部分の1/2(事業用地は計上しない)  
うち、重複部分の面積:  $5.460 \times 3.000 = 16.3800 (16.38\text{m}^2)$
- ・土間コン(犬走り)の数量 → 残地
- ・土間コン(建物内)、建築設備は事業用地のため計上しない。

